

令和6年度

「みやざきNPO・協働支援センター事業（NPO活動支援事業）」 企画募集要領

1 目的

みやざきNPO・協働支援センター事業の目的を達成するため、みやざきNPO・協働支援センターの受託団体に補助金を交付し、NPOの活動促進を図る。

2 内容

みやざきNPO・協働支援センターの運営者として、業務委託事業に合わせ次に掲げる内容の補助事業（NPO活動支援事業）を一体的に実施していただきます。

- ① 相談対応及びサポート等の活動支援
 - ・NPOの設立や運営、法人化等に関する相談への助言、支援
 - ・専門的・具体的な相談に対するアドバイザー等の紹介、派遣
 - ・活動基盤を強化するためのサポート
 - ・特に、市民活動支援センター等の未設置地域の法人等への助言、支援など、県全体に波及する支援を積極的に行うこと。
 - ・地域住民の活動支援・情報発信等
- ② 中間支援組織間のネットワーク強化
 - ・県内の中間支援組織のネットワークの強化
 - ・県内の中間支援組織の機能強化
- ③ 「宮崎県・県社協・NPO防災会議」の取組協力
災害時の円滑かつ効果的な被災者支援のため、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、情報・課題の共有等を行う防災会議を設置しており、この会議の取組に構成員として協力すること。
- ④ 研修の開催（6回以上）
NPOの実態を踏まえ、次のような研修を組み入れることを推奨する。
 - ・NPO会計基準に関する研修（財務諸表の作成方法に関する研修を含む）
 - ・補助金の申請方法等の資金獲得に関する研修
 - ・地域づくりに向けた寄附の集め方研修
 - ・NPO活動を推進する者に向けたスキルアップ研修
 - ・特定非営利活動促進法に係る各種申請等のオンライン化に関する研修（県との共催）

3 補助金額及び補助率

8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）上限とし、補助率は10/10以内とします。（補助金の交付申請等にあたり別途書類の提出が必要となります。）

補助金の支払いは、国の交付決定後になります。

4 補助対象経費及び補助条件等

(1) 補助対象経費（※）

事業を行うために必要な次に掲げる経費

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）

※ 事業を実施するに当たり直接必要と認められる経費に限られ、また、積算根拠が明らかでなければなりません。

※ 給料等の人件費について、他の業務と兼務するような場合は、「給与の月額×総業務時間中当該補助事業に従事する割合×期間」というように積算根拠を明らかにしてください。

(2) 補助条件

ア 補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか少ない方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければなりません。

イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければなりません。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければなりません。

エ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあります。

オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければなりません。

カ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければなりません。

キ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければなりません。

5 事業報告

事業終了後、令和7年4月21日（月）までに活動内容、成果等を記載した事業実績報告書を提出していただきます。

6 応募書類（それぞれ正本1部、副本7部）

ア みやざきNPO・協働支援センター事業（NPO活動支援事業）企画提案書
【様式1】

イ みやざきNPO・協働支援センター事業（NPO活動支援事業）収支計画書
【様式2】

※ 応募書類は、日本産業規格のA4サイズとします。

※ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としません。

※ 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。

※ 応募書類は、宮崎県情報公開の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報又は団体の正当な利益を害するおそれのある情報等を除き、開示の対象となる場合があります。

7 その他

事業の実施期間、補助団体選定の方法、スケジュール、審査方法については、令和6年度「みやざきNPO・協働支援センター事業」業務委託企画提案競技実施要領をご確認ください。